

特産品等消費拡大事業

「子育てするなら西予応援米事業」（市内中学生への新米配布）

協賛募集要項

（趣旨）

第1条 この要綱は、西予市が市産米の消費拡大・販売促進【特産品消費拡大】、米の地産地消と農業体験を通じた郷土愛の醸成【シビックプライド育成】及び物価高騰による子育て世帯への経済的負担支援【子育て応援】の目的のため令和7年度に実施する特産品等消費拡大「子育てするなら西予応援米（中学生へのお米配布）」事業（以下、西予応援米事業という。）の趣旨に賛同いただける農業団体等を募集するにあたり、協賛の申し出があった場合の取り扱いなど、必要な事項を定めるものとする。

（協賛）

第2条 この要綱においては、協賛とは、西予応援米事業の趣旨に賛同する農業団体等が、西予応援米事業の広告協賛に要する資金の提供を行うこととする。

（協賛金の使途）

第3条 協賛金は、西予市内中学生に配布する「米袋」の経費に充てるものとする。

（募集方法）

第4条 協賛を行う農業団体等（以下「協賛者」という。）の募集は、公募により行い、西予市ホームページにより、協賛の内容、募集期間、提出書類、応募方法等その他必要な事項を掲載するものとする。

（協賛の特典）

第5条 協賛者の特典は、西予応援米事業において、市が配布する米袋及び西予市ホームページに農業団体等の名称等を表示できるものとする。

（協賛の申込等）

第6条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ西予応援米事業広告協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出して申し込むものとする。

2 市長は、申込書の提出があり、適当と認めたときは、企業等に対して、西予応援米事業広告協賛申込受理書（様式第2号）により受理した旨を通知する。

(協賛金の納付等)

第7条 前条の通知を受けた申込者は、協賛金を市長が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により、一括前納するものとする。

(協賛申込の不受理等)

第8条 市長は、申込書を提出した農業団体等（法人においては、その役員及び経営に実質的に関与している者を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、その旨を通知するものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はきずな博を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の構成員であると認められる者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与する者

(3) 法令又は公序良俗に反する者

(4) 西予応援米事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者

(5) その他市長が不相当と判断する者

2 市長は、第6条第2項の規定により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

(疑義等の決定)

第9条 この要項に疑義があるときは、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月30日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

特産品等消費拡大（子育てするなら西予応援米）事業

～「西予応援米事業」広告協賛申込書～

西予市長 管家 一夫 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職・氏名

担当者所属・氏名

連絡先 電話番号

FAX 番号

E-Mail

「西予応援米事業」の協賛金として、次のとおり申し込めます。

協賛金 金 円（消費税及び地方消費税を含む）

(様式第2号)

令和 年 月 日

特産品等消費拡大（子育てするなら西予応援米）事業
～「西予応援米事業」広告協賛申込受理書

様

西予市長 管家 一夫

この度は、「西予応援米事業」にご協賛賜わり厚くお礼申し上げます。

つきましては、お手数ですが、令和○年○月○日（○）までに、お申し込み
いただいた協賛金（○○○○○○円）を、同封の納入通知書により、納付いた
だきますようお願い申し上げます。